

高山農業振興地域整備計画の変更について

(農振農用地区域からの除外、編入、用途変更の申請)

- 1 申請受付期間 **令和4年4月25日(月)～5月27日(金)** 土・日・祝日を除く
- 2 除外の要件
 - ① 緊急性を要するもの(変更完了後1年以内にその行為を行うもの)
 - ② 農用地区域外に代わるべき土地がないこと
 - ③ 位置的に農地の集団性を侵食しないもの
 - ④ 担い手への利用集積に支障がないこと
 - ⑤ 農用地または農用地の利用上必要な施設に支障がないこと
 - ⑥ 農業用公共投資事業が実施中または事業完了後8年以内の農用地でないこと
- 3 除外の目的
 - ① 農家住宅(概ね1,000㎡以内とする)
 - ② 分家住宅(地権者と親子関係にあるものが居住する住宅で、概ね500㎡以内とする)
 - ③ 宅地に隣接した農業用施設用地(農作業場、農機具庫、農家等が設置・管理する製造・加工施設及び販売施設)
 - ④ 公用・公共用施設又は公益上必要な施設用地
 - ⑤ その他特に必要と認めるもの
(林地等への転用、災害により農業上の利用が不可能となった土地等)
- 4 編入の要件
 - ① 過去に除外したが、目的を達成することなく農地として利用している場合
 - ② 過去に除外し農業用施設を設置した場合で、引き続き農業用に供することを目的とする土地
- 5 用途変更
 - ① 農用地に隣接した農業用施設用地(堆肥舎、農作業場、農機具庫、農家等が設置・管理する製造・加工施設及び販売施設)
- 6 申請の留意事項
 - ① 申請の概要及び土地選定理由については、具体的に記入すること
 - ② 中山間地域等直接支払の対象予定農地、利用権設定による貸地、農業者年金の特例対象農地、納税猶予の特例対象農地、多面的機能支払対象農地等でないこと
- 7 添付書類
 - ① 土地の全部事項証明書
 - ② 申請地位置図
 - ③ 公図の写し(分筆を行う場合は予定線を記入)
 - ④ 土地利用計画図(建物等の配置がわかるもの)
 - ⑤ 申請地の状況写真(除外等の区域を赤で囲む)
 - ⑥ 戸籍謄本(分家住宅建設を目的とする除外申請の場合)
 - ⑦ 誓約書
- 8 その他 申請書裏面の誓約書に署名のないものについては、申請を受理できませんのご注意ください。
申請から許可までは1年程度かかりますので、あらかじめご了承ください

申請書の提出先

高山市役所農務課または各支所基盤産業課

問い合わせ先

高山市農政部農務課

農委・農地係 係長：船坂 担当：小洞

TEL(0577)35-3141

FAX(0577)35-3166